

令和6年1月15日
高 齢 福 祉 部

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例について

(付議の要旨)

第9期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から8年度までの間における第1号被保険者の介護保険料を定める必要があるため、世田谷区介護保険条例の一部改正(案)を決定する。

1 主旨

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、介護保険法に基づき、3年間を一期として策定する事業計画にて定めるサービスごとの保険給付に要する費用(保険給付費)及び地域支援事業の費用の見込額等とともに、第1号被保険者の所得の分布状況の見直し並びに国庫負担等の額等を踏まえ、政令で定める基準に従って条例にて定める必要がある。

そのため、令和5年度までの実績を踏まえて、介護保険料の設定に必要な令和6年度から8年度までの間(以下、「第9期」という)の推計を行った。その上で第9期介護保険料設定の考え方に基づき所得段階別の介護保険料を定めるため、世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例を令和6年第1回区議会定例会に提案する。

2 改正内容

第9期の介護保険料の設定(詳細は別紙1参照)

①基準額(第5段階) 月額6,280円(年額75,360円)

参考 第8期 月額6,180円(年額74,160円) 第8期比:月額+100円
第7期 月額6,450円(年額77,400円) 第7期比:月額△170円

②保険料段階別の設定

第1～第9段階	低所得者等への配慮から、保険料率は、国の標準段階と第8期の保険料率のうち、低い料率を選択した。
第10～第12段階	国の標準段階の見直しに合わせて、国の標準段階と同じ料率にした。
第13～第17段階	保険料基準額の上昇を抑えるため、各段階の保険料率を第8期より0.2引き上げた。
第18段階(新設)	保険料基準額の上昇を抑えるため、合計所得が5,000万円以上の段階を追加した。

③基金の活用

基金のうち、約71億1千万円を第9期の保険料収入へ充当し保険料の上昇を抑制した。その結果、保険料(基準額)の月額を約882円引き下げる効果があった。

【参考】基金投入前の基準額:月額7,162円

④新旧対照表

別紙2のとおり

⑤施行予定日

令和6年4月1日

3 第8期の保険料設定時の見込み量と実績（詳細は別紙4参照）

第1号被保険者数、要介護・要支援認定者数は概ね計画通り推移している状況にある。全体の認定者数は増加しているが、年齢階層別の認定率は、低下傾向にある。

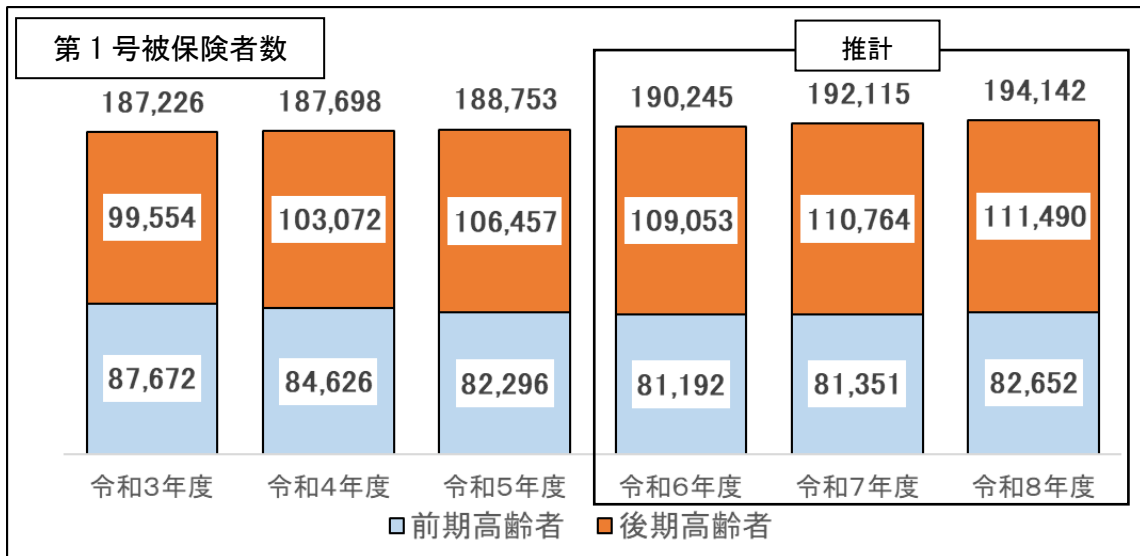
保険給付費の実績も概ね計画通り推移しているが、介護保険料が計画より多く収入されたこと等により、介護給付費準備基金の積立額が増えている状況にある。

4 第9期の介護保険料設定のための推計（詳細は別紙5参照）

第9期は、第8期の状況を踏まえ、以下の通り推計している。

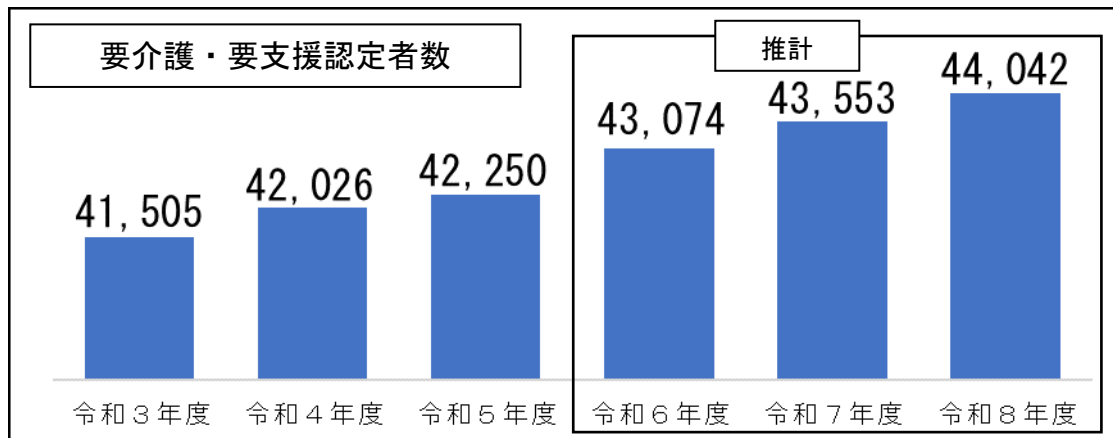
(1) 第1号被保険者の推計

令和5年7月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに第1号被保険者数を推計すると、令和6年度以降も第1号被保険者数が増加し、特に75歳以上の後期高齢者の増加が大きくなることを見込んだ。



(2) 要介護・要支援認定者の推計

過去の動向等を踏まえた性別・年齢階層別の「認定率」と各年度の被保険者数を乗じて認定者数を推計すると、令和6年度以降も認定者数は増加することを見込んだ。



(3) 保険給付費及び地域支援事業の推計

認定者数の増加とともに、保険給付費等も増加することを見込んだ。また、令和6年度の介護報酬改定（+1.59%）や介護保険制度改正の影響分を反映した。

保険給付費及び地域支援事業の見込み

単位：百万円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保険給付費（標準給付費）	68,416	70,210	71,633
地域支援事業費	3,031	3,166	3,199

5 第9期介護保険料設定の考え方

(1) 介護保険制度改正への対応（国の標準段階の見直し）

第1号被保険者の介護保険料は、計画期間ごとに国が標準となる所得段階と保険料率を定めている。第6期（平成27～29年度）から第8期の国の標準段階は9段階だったが、第9期から国が第1号被保険者間での所得再分配機能を強化する目的で標準段階を13段階に見直したため、法令に基づき区の保険料設定も標準段階に合わせた見直しを行う。

また、区では、国の定める第1段階を2つに分けて設定（保険料額は同額）していたが、第9期より国の定める第1段階と同じ設定とする。

なお、国が財政調整交付金について新たな標準13段階を用いた保険者間の調整機能の強化を図ったため、国の定める係数を用いて交付率を推計したところ、交付率が低下することが見込まれる。

財政調整交付金の交付率

R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
約3.8%	約4.4%	約4.3%	約4.2%	約2.1%	約1.6%	約1.2%

令和5年度は見込み、令和6年度以降は推計

(2) 低所得者等への配慮

介護保険制度の持続可能性のためには、低所得者等に配慮した保険料設定が必要である。国制度の公費投入による低所得者対策（財源：国1/2、都1/4、区1/4）を活用し、第7期より非課税世帯の保険料率を引き下げてきたが、第9期においても国の定める制度の範囲内で継続する。

また、第8期では他の段階への影響を考慮しながら、一部の段階について国の標準段階の料率より低い料率を設定したが、第9期においては国の標準段階の見直しを踏まえた上で、一部の段階の料率の引き下げを行う。

さらに、区独自で実施している保険料負担の減額制度について、更なる低所得者等への配慮を行うため、保険料率の引き下げを行う。

(3) 保険料段階

区ではこれまで法令で定める範囲内で、国の標準段階から更に保険料段階の細分化を図り、負担能力（所得等）に応じた保険料の累進性を高め、保険料（基準額）の上昇の抑制に努めてきた。第9期では、第8期と同様に国の標準段階から更に保険料段階の細分化を図ることで、保険料（基準額）の上昇の抑制に努める。

(4) 介護給付費準備基金の活用

事業計画期間内の給付費等の第1号被保険者の負担分は、計画期間内の保険料収入でまかなうことを原則としている。一方、給付費等の実績が見込み量より少なかった場合や介護保険料の収入実績が見込みより多かった場合、差分の介護保険料は、介護給付費準備基金（以下、「基金」という。）に積み立て、次期計画以降の保険料収入に充当することで保険料の上昇抑制を図ることができる。

第8期では、第7期末の基金残高（約94億4千万円）のうち、約57億7千万円を保険料収入に充当し、保険料基準額を約806円引き下げた。

第8期末の基金残高は、約107億2千万円を見込んでいることから、第8期と同様に基金を充当することで介護保険料の上昇の抑制を図る必要がある。

一方、第9期において介護保険料や基金が不足し、都の基金（東京都財政安定化基金）からの借り入れを行った場合、第10期の介護保険料で返済する必要性が生じるため、第10期の介護保険料が大幅に上昇する可能性がある。

また、調整交付金の交付率の変動や計画期間中の報酬改定の可能性など不測の事態にも対応する必要がある。

そのため、第8期と同規模の基金残高を留保した上で、残りの基金を充当する。

6 今後のスケジュール（予定）

令和6年	2月	福祉保健常任委員会報告
	2月	第1回区議会定例会（介護保険条例の一部を改正する条例提案）
	4月1日	改正介護保険条例の施行

第9期の第1号被保険者の保険料段階と保険料

第9期(令和6年度～令和8年度)							【参考】 第7期(令和2年度) との比較	【参考】 第8期との 比較	
段階	所得段階区分		国料率	区料率	年額保険料 (円)	人口構成 比(%)			
1	非課税世帯	本人非課税 ・生活保護等受給者 ・老齢福祉年金受給者 ・本人の合計所得金額と課税対象 年金収入額の合計が80万円以下 の方	0.285	0.285	21,478	16.2	△ 1,742	△ 770	
			[0.455]	[0.455]					
2			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.485	0.485	36,550	6.3	△ 2,150	△ 530
			[0.685]	[0.65]					
3		本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が120万円を超える方	0.685	0.65	48,984	6.1	△ 5,196	780	
			[0.69]	[0.655]					
4	課税世帯	本人課税	0.9	0.85	64,056	11.4	△ 5,604	1,020	
				1.0	1.0	75,360	9.0	△ 2,040	1,200
5			本人の合計所得金額と課税対象年金収入額の合計が80万円を超える方	基準額	基準額	月額 6,280		-	-
6			合計所得金額が120万円未満の方	1.2	1.15	86,664	9.2	△ 2,346	1,380
7	合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.3	1.25	94,200	13.9	△ 2,550	1,500		
8	合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.5	1.4	105,504	9.5	△ 2,856	1,680		
9	合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	1.7	1.6	120,576	5.1	△ 3,264	1,920		
10	合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	1.9	1.9	143,184	3.0	11,604	17,112		
11	合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	2.1	2.1	158,256	1.9	11,196	17,352		
12	合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	2.3	2.3	173,328	1.3	26,268	32,424		
13	合計所得金額が720万円以上1,000万円未満の方	2.4		2.5	188,400	2.1	10,380	17,832	
14	合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方		2.9	218,544	1.8	9,564	18,312		
15	合計所得金額が1,500万円以上2,500万円未満の方		3.4	256,224	1.5	8,544	18,912		
16	合計所得金額が2,500万円以上3,500万円未満の方		3.9	293,904	0.6	7,524	19,512		
17	合計所得金額が3,500万円以上5,000万円未満の方		4.4	331,584	0.4	6,504	20,112		
18	合計所得金額が5,000万円以上の方		4.9	369,264	0.7	44,184	57,792		

※1 料率の[]内は、国制度の公費投入による低所得者対策実施前の保険料の料率。

※2 第1～第5段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

※3 各期で保険料段階を区分する合計所得金額が異なるため、第7期・第8期の比較の金額は合計所得金額によっては異なる場合がある。

※4 区独自の保険料負担減額制度 第2段階 36,550円→26,376円 第3段階 48,984円→33,912円に減額

【参考】第8期の第1号被保険者の保険料段階と保険料

第8期（令和3年度～令和5年度）					第7期（令和2年度）		
段階	所得段階区分（ ）は第7期基準		国料率	区料率	年額保険料 （円）	区料率	年額保険料 （円）
1	非課税世帯	本人非課税	0.30 [0.50]	0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220
2				0.30 [0.50]	22,248	0.30 [0.50]	23,220
3			0.50 [0.75]	0.50 [0.65] (0.40)	37,080 (29,664)	0.50 [0.65] (0.50)	38,700 (38,700)
4			0.70 [0.75]	0.65 [0.70] (0.50)	48,204 (37,080)	0.70 [0.75] (0.50)	54,180 (38,700)
5	課税世帯	本人課税	0.90	0.85	63,036	0.90	69,660
6			基準額 1.00	基準額 1.00	74,160 月額6,180	基準額 1.00	77,400 月額6,450
7			1.20	1.15	85,284	1.15	89,010
8			1.30	1.25	92,700	1.25	96,750
9			1.50	1.40	103,824	1.40	108,360
10			1.70	1.60	118,656	1.60	123,840
11				1.70	126,072	1.70	131,580
12				1.90	140,904	1.90	147,060
13				2.30	170,568	2.30	178,020
14				2.70	200,232	2.70	208,980
15				3.20	237,312	3.20	247,680
16				3.70	274,392	3.70	286,380
17			4.20	311,472	4.20	325,080	

- ※1 料率の[]内は、国制度の公費投入による低所得者対策実施前の保険料の料率。
 ※2 料率及び保険料の（ ）内は、区による独自軽減後の数字。
 ※3 第7期は年度により料率、金額の一部が異なるため、令和2年度の料率、金額を掲載している。
 ※4 第1～第6段階の合計所得金額は、年金に係る雑所得金額を差し引いた額を用いる。

世田谷区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>目次（省略） 第1条～第4条（省略） 第3章 保険料 （保険料率）</p> <p>第5条 <u>令和6年度から令和8年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） <u>第39条第1項第1号</u>に掲げる者 <u>34,289円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,984円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>49,361円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>64,056円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>75,360円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>86,664円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない</p>	<p>○世田谷区介護保険条例 平成12年3月13日条例第41号</p> <p>目次（省略） 第1条～第4条（省略） 第3章 保険料 （保険料率）</p> <p>第5条 <u>令和3年度から令和5年度まで</u>の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。） <u>第39条第1項第1号イ及びロ</u>に掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(2) <u>令第39条第1項第1号ハ及びニ</u>に掲げる者 <u>37,080円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>48,204円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>51,912円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>63,036円</u></p> <p>(6) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>74,160円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>85,284円</u></p> <p>イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「合計所得金額」という。）が1,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない</p>

改正後	改正前
<p>者</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号ロ、<u>第8号ロ</u>、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>94,200円</u></p> <p>イ 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第9号ロ</u>、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>105,504円</u></p> <p>イ 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第10号ロ</u>、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>120,576円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>4,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>	<p>者</p> <p>ロ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。以下この項において同じ。）、次号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>92,700円</u></p> <p>イ 合計所得金額が2,100,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>103,824円</u></p> <p>イ 合計所得金額が3,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第11号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>118,656円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>4,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</p>

改正後	改正前
<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第11号ロ</u>、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者 <u>143,184円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>5,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第12号ロ</u>、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>158,256円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>6,200,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第13号ロ</u>、第14号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(12) 次のいずれかに該当する者 173,328円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が7,200,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ、第16号ロ又は第17号ロに該当する者を除く。）</u></p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>188,400円</u></p> <p>イ 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>	<p>号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第12号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者 <u>126,072円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>5,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第13号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(12) 次のいずれかに該当する者 <u>140,904円</u></p> <p>イ 合計所得金額が<u>7,000,000円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第14号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(13) 次のいずれかに該当する者 <u>170,568円</u></p> <p>イ 合計所得金額が10,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p>

改正後	改正前
<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第15号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>218,544円</u></p> <p>イ 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、<u>第16号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>256,224円</u></p> <p>イ 合計所得金額が25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、<u>次号ロ又は第17号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>293,904円</u></p> <p>イ 合計所得金額が35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ <u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p><u>(17) 次のいずれかに該当する者 331,584円</u></p> <p><u>イ 合計所得金額が50,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</u></p> <p><u>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの</u></p>	<p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ、第15号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(14) 次のいずれかに該当する者 <u>200,232円</u></p> <p>イ 合計所得金額が15,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、次号ロ <u>又は第16号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(15) 次のいずれかに該当する者 <u>237,312円</u></p> <p>イ 合計所得金額が25,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ <u>又は次号ロ</u>に該当する者を除く。）</p> <p>(16) 次のいずれかに該当する者 <u>274,392円</u></p> <p>イ 合計所得金額が35,000,000円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>ロ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イに該当する者を除く。）</p>

改正後	改正前
<p>料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第5条第1項第1号から第17号まで</u>のいずれかに該当する者として月割により算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第8条～第27条（省略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の第5条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。</u></p>	<p>当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から<u>第5条第1項第1号から第16号まで</u>のいずれかに該当する者として月割により算定した保険料の額の合計額とする。</p> <p>4 前3項の規定により算定された当該年度における保険料の額に1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>第8条～第27条（省略）</p>

第1号被保険者の介護保険料の設定の流れ

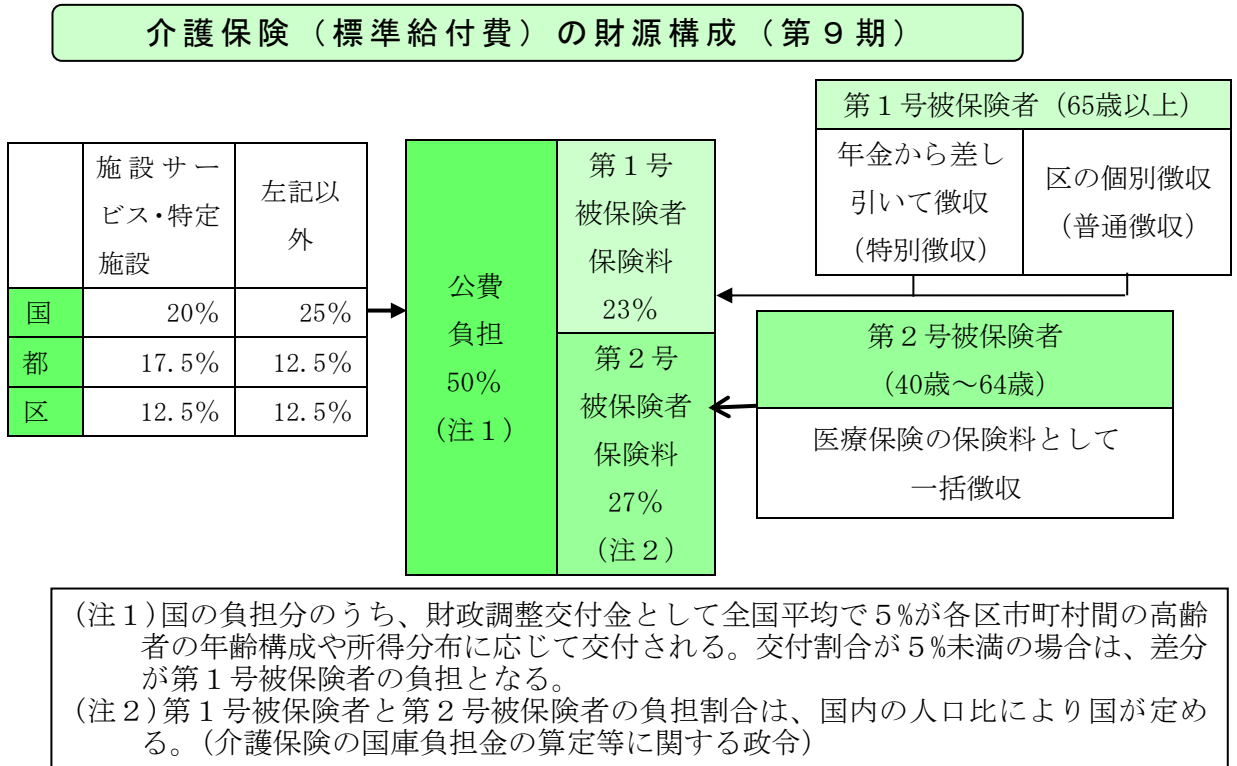
1 介護サービスの財源

介護サービスを利用する場合、原則として費用の1割～3割が利用者負担となり、残りの費用が介護保険事業から給付（保険給付）される。

介護保険事業の財源は、国・都・区の公費と、65歳以上の第1号被保険者、40歳から64歳の第2号被保険者の保険料で負担している。

2 介護保険の被保険者と保険料の徴収

65歳以上の第1号被保険者の介護保険料は、保険者（区）が徴収し、40歳から64歳で医療保険に加入している第2号被保険者の介護保険料は、医療保険者が徴収する。



地域支援事業費の財源構成（第9期）

<介護予防・日常生活支援総合事業>

<包括的支援事業・任意事業>

公費負担 50% (注1) (注2)	第1号被保険者 保険料 23%
	第2号被保険者 保険料 27%

第1号被保険者 保険料 23%
公費負担 77% (注1)

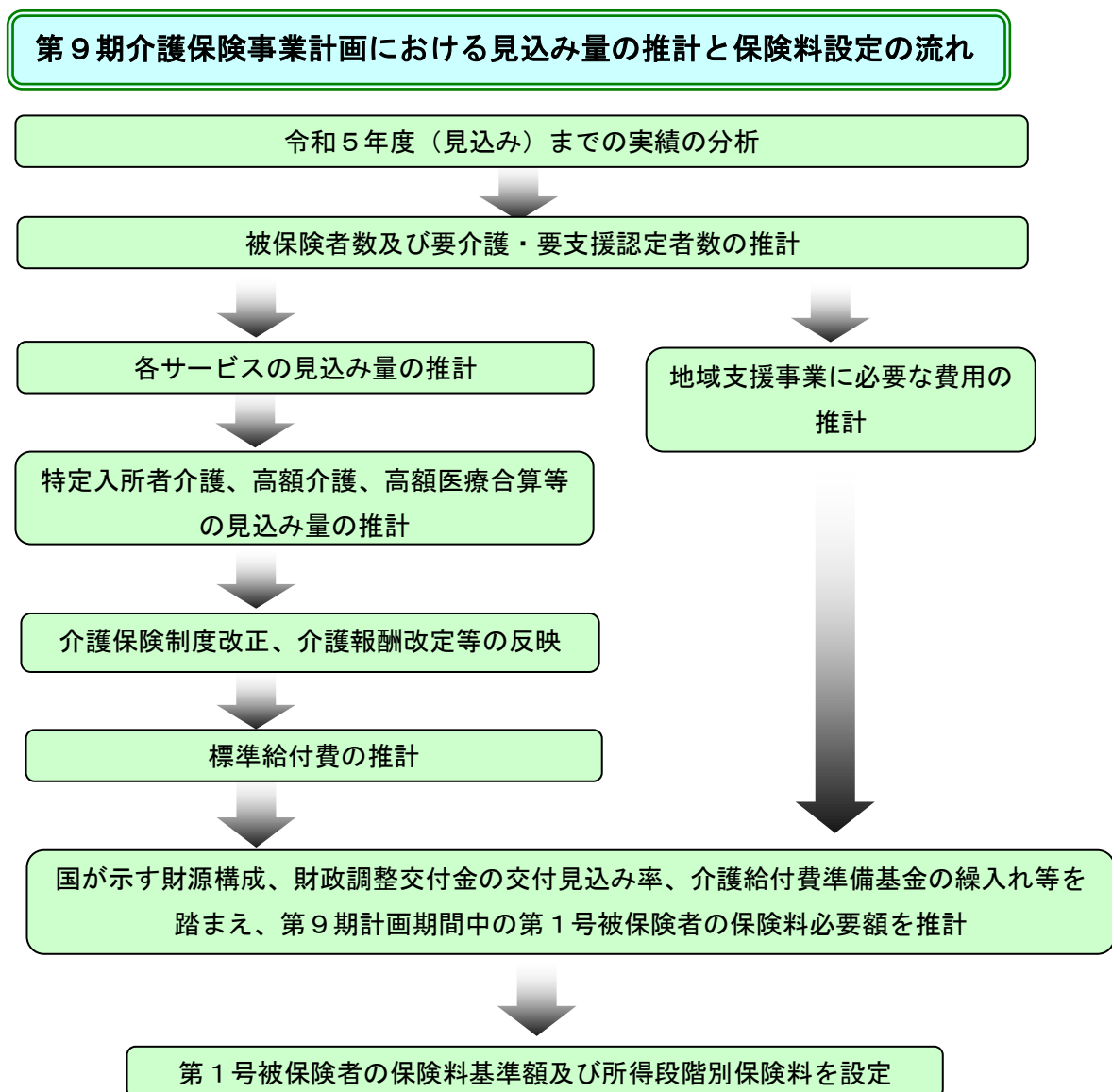
(注1) 公費の内訳は、国 1/2、都 1/4、区 1/4。(注2) 国負担分のうち5%は財政調整交付金。

3 第1号被保険者の介護保険料の設定

区は、介護保険法（第129条）に基づき、3年を一期とする介護保険事業計画期間中の介護サービスの費用（介護給付費）等の見込み量を推計するとともに、介護保険料を所得段階別に条例（世田谷区介護保険条例）にて定める必要がある。

介護保険法施行令（第39条）には、標準となる所得段階と保険料率（基準額に対する倍率）とともに、保険者（区）が独自に保険料率の設定や住民税課税層の所得段階の弾力化（多段階化）等ができることが規定されている。

4 第1号被保険者の介護保険料の設定の流れ



第 8 期の保険料設定時の見込み量と実績

1. 第 1 号被保険者数の状況（各年度 9 月末）

平成 29 年 7 月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに住所地特例対象者数等を加味し見込んだところ、概ね計画通り推移している。

	第 7 期			第 8 期		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画(人) A	184,581	186,216	188,083	187,909	189,165	190,713
実績(人) B	183,939	185,044	186,381	187,226	187,698	188,753
B 前年度比	0.8%	0.6%	0.7%	0.5%	0.3%	0.6%
B/A	99.7%	99.4%	99.1%	99.6%	99.2%	99.0%

2. 要介護・要支援認定者数の状況（各年度 9 月末）

被保険者に対する要介護・要支援認定者の割合を示す「認定率」は、性別・年齢階層別で割合が異なることから、過去の動向等を踏まえ、性別・年齢階層別の「認定率」を推計した。その上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計した。

第 8 期の認定者数の総数は概ね計画通りに推移している。

	第 7 期			第 8 期		
	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
計画(人) A	41,243	42,438	43,695	41,501	42,441	43,262
実績(人) B	39,548	40,094	40,399	41,505	42,026	42,250
B 前年度比	1.9%	1.4%	0.8%	2.7%	1.3%	0.5%
B/A	95.9%	94.5%	92.5%	100.0%	99.0%	97.7%

第 1 号被保険者の年齢階層別の認定率は、低下傾向にあり、特に 75～84 歳の年齢階層においてその傾向が顕著に表れている。

年齢階層別の認定率（各年度 9 月末）

単位：%

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
65～74 歳	4.3	4.4	4.4	4.5	4.3	4.4	4.4	4.4	4.4	4.6	4.5	4.4
75～79 歳	14.5	15.1	15.2	14.7	14.0	13.7	13.5	13.2	13.1	13.5	13.1	12.5
80～84 歳	32.4	33.0	32.8	32.6	31.4	31.0	30.5	30.1	28.7	28.7	28.7	28.1
85～89 歳	54.8	55.8	56.5	56.9	56.0	56.0	55.3	55.1	53.4	53.2	53.0	52.7
90 歳以上	79.6	80.4	80.7	80.7	80.2	79.9	80.0	80.2	80.4	80.6	80.2	80.3
第 1 号被保険者	19.8	20.3	20.5	20.7	20.6	20.9	21.1	21.3	21.3	21.7	22.0	21.9

要介護度別の認定者数は、要介護1・2の認定者数が多い状況が続いている。

要介護度別の認定者数（各年度9月末）

単位：人

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要支援1	5,132	5,202	5,253	5,388	5,286	5,033
要支援2	5,140	5,553	5,741	5,651	5,523	5,607
要介護1	7,738	7,297	7,087	7,751	8,174	8,088
要介護2	7,164	7,624	7,811	7,749	7,762	7,844
要介護3	5,309	5,258	5,368	5,648	5,795	5,941
要介護4	4,863	4,984	4,964	5,273	5,492	5,605
要介護5	4,202	4,176	4,175	4,045	3,994	4,132
認定計	39,548	40,094	40,399	41,505	42,026	42,250
事業対象者	743	759	739	754	788	781

3. 保険給付費（介護給付費＋予防給付費）の状況

過去の実績を踏まえるとともに、制度改正や介護報酬改定等を反映して保険給付費を推計したところ、第7期と比較して計画通り推移している。

単位：百万円

	第7期			第8期		
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画A	59,989	64,721	69,381	59,614	61,639	63,494
実績B	53,994	55,420	56,709	58,719	59,645	63,079
B/A	90.0%	85.6%	81.7%	98.5%	96.8%	99.3%

※令和5年度は最終補正予算後の見込み

4. 介護給付費準備基金の状況

第8期の介護保険料の設定時には、介護給付費準備基金の約94億4千万円のうち、約57億7千万円を充当し、不測の事態に備え、約36億8千万円を留保したが、第8期の期間中に基金の残高が増加している。

第8期の保険料設定では、新型コロナウイルスの感染拡大による経済活動の停滞等により年金以外の所得がある一部の方の所得が減少すると仮定し、保険料の収入を推計したが、保険料が計画より多く収入があったことが、残高が増加した主な要因である。

介護給付費準備基金の状況（各年度末）

単位：百万円

第6期			第7期			第8期		
H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
2,622	3,008	3,750	5,585	6,972	9,444	9,140	9,837	10,721

※令和5年度は最終補正予算後の見込み

第9期の介護保険料設定のための推計

1. 介護サービス費の見込み

(1) 被保険者数の推計

令和5年7月に区が作成した「世田谷区将来人口推計」をベースに、住所地特例対象者数を加味し、性別・年齢階層別に各年度の被保険者数を推計した。

65歳以上の第1号被保険者数は引き続き増加し、そのうち、75～79歳の増加が最も大きいことを見込んでいる。

		被保険者数					単位：人
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
第1号被保険者		187,226	187,698	188,753	190,245	192,115	194,142
	前期高齢者	87,672	84,626	82,296	81,192	81,351	82,652
	後期高齢者	99,554	103,072	106,457	109,053	110,764	111,490
	75～79歳	34,149	36,224	38,443	40,194	41,866	42,478
	80～84歳	28,315	29,113	29,770	30,798	30,331	29,494
	85～89歳	21,858	21,990	21,977	21,517	21,365	21,823
	90歳以上	15,232	15,745	16,267	16,544	17,202	17,695
第2号被保険者		342,159	344,332	345,992	346,702	346,940	346,317
合計		529,385	532,030	534,745	536,947	539,055	540,459

※令和3～令和5年度は9月末実績、令和6年度以降は10月1日現在見込み。

※第1号被保険者：65歳以上、前期高齢者：65～74歳、後期高齢者：75歳以上

第2号被保険者：40～64歳

(2) 要介護・要支援認定者数の推計

過去の動向等を踏まえ、性別・年齢階層別の「認定率」を推計した上で、各年度の被保険者数と認定率を乗じて要介護度別の認定者数を推計した。

第1号被保険者数が増える見込みから、令和6年度以降も要介護・要支援者認定者数は増加することを見込んでいる。年齢階層別でみると90歳以上の人数が最も多く、年齢階層別認定率も最も高くなる。

要介護度別では、要介護1、要介護2の人数が多い状況が継続することを見込んでいる。

要介護・要支援認定者数（年齢階層別）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40～64歳	786	804	824	805	805	803
65～74歳	4,052	3,842	3,604	3,526	3,481	3,508
75～79歳	4,620	4,753	4,809	5,241	5,457	5,536
80～84歳	8,129	8,349	8,375	8,786	8,646	8,402
85～89歳	11,638	11,644	11,576	11,408	11,334	11,573
90歳以上	12,280	12,634	13,062	13,308	13,830	14,220
第1号計	40,719	41,222	41,426	42,269	42,748	43,239
合計	41,505	42,026	42,250	43,074	43,553	44,042
前年度比	2.7%	1.3%	0.5%	2.0%	1.1%	1.1%

※令和3年度～令和5年度は9月末実績、令和6年度以降は10月1日現在見込み。

要介護・要支援 年齢階層別認定率

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
40～64歳	—	—	—	—	—	—
65～74歳	4.6%	4.5%	4.4%	4.3%	4.3%	4.2%
75～79歳	13.5%	13.1%	12.5%	13.0%	13.0%	13.0%
80～84歳	28.7%	28.7%	28.1%	28.5%	28.5%	28.5%
85～89歳	53.2%	53.0%	52.7%	53.0%	53.0%	53.0%
90歳以上	80.6%	80.2%	80.3%	80.4%	80.4%	80.4%
第1号計	21.7%	22.0%	21.9%	22.2%	22.3%	22.3%

※認定率は、年齢階層別の要介護・要支援認定者数/被保険者数で計算した。

要介護・要支援認定者数（要介護度別）

単位：人

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援1	5,388	5,286	5,033	5,423	5,461	5,501
要支援2	5,651	5,523	5,607	5,817	5,864	5,909
要介護1	7,751	8,174	8,088	8,045	8,123	8,210
要介護2	7,749	7,762	7,844	8,078	8,169	8,262
要介護3	5,648	5,795	5,941	5,906	5,987	6,071
要介護4	5,273	5,492	5,605	5,553	5,635	5,717
要介護5	4,045	3,994	4,132	4,252	4,314	4,372
認定者計	41,505	42,026	42,250	43,074	43,553	44,042
事業対象者	754	788	781	800	800	800

※令和3年度～令和5年度は9月末実績、令和6年度以降は10月1日現在見込み。

※事業対象者は「介護予防・日常生活支援総合事業」の推計に使用する。

(3) 給付費の見込み

① 総給付費（介護給付費＋予防給付費）の見込み

施設サービス、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び居住系サービス（認知症対応型共同生活介護、特定施設入居者生活介護）の見込み量は、過去の要介護・要支援認定者別の利用状況を分析するとともに、「世田谷区介護施設等整備計画」（以下、「施設等整備計画」）に基づく介護施設等の整備目標を踏まえて推計した。

居宅・地域密着型サービス等の見込み量は、要介護・要支援認定者数に対するサービス利用者数の割合や一人あたりのサービス利用回数・給付費等の実績を分析し、推計します。また、「施設等整備計画」の整備目標を踏まえて、他のサービスの見込み量を調整した。

② 標準給付費の見込み

各サービスの見込み量に、介護報酬改定の影響等を反映して推計した総給付費に、過去の実績や介護保険制度改正の影響を踏まえて見込んだ特定入所者介護サービス費、高額介護サービス費、高額医療合算介護サービス費、審査支払手数料を合わせて標準給付費を推計した。

標準給付費の見込み

単位：百万円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総給付費（介護給付費＋予防給付費）	64,872	66,627	68,009
特定入所者介護サービス費	766	775	784
高額介護サービス費	2,296	2,322	2,348
高額医療合算介護サービス費	398	403	408
審査支払手数料	83	84	85
合計（標準給付費）	68,416	70,210	71,633

【標準給付費の見込みに反映した主な改正内容】

- ・介護報酬改定　＋1.59%
- ・多床室の室料負担の見直し　・基準費用額（居住費）の見直し

2. 地域支援事業の量の見込み

地域支援事業は、高齢者ができるだけ地域で自立した生活を営むことを支援する区のサービスである。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の各事業について、適切にサービスを提供するために必要なサービス量を推計した。

地域支援事業費の見込み

単位：百万円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防・日常生活支援総合事業	1,744	1,781	1,794
包括的支援事業及び任意事業	1,287	1,385	1,405
合計	3,031	3,166	3,199